インフルエンザに関わる出席停止の手続きについて

令和2年12月より、甲州市内の小中学校では児童生徒及び保護者の負担軽減のため、インフルエンザに関わる手続き(出席停止解除の方法・様式)を変更します。

今後は、別紙の**様式A「インフルエンザによる出席停止について」**の「体温記録表」および「治癒報告書」欄に保護者が記入し、学校に提出することにより登校再開が可能となります(**治癒証明取得のための再受診は不要**)。お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(新) インフルエンザの発症から登校再開までの流れ

- ① インフルエンザが疑われる症状を発症し、受診する
- ② インフルエンザと診断される(登校再開日について、主治医に確認)
- ③学校に連絡する
- ④ 医師の指示に従い自宅療養させる
 - 毎日検温し、様式A「インフルエンザによる出席停止について」の「**体温記録表**」に記録する
 - 熱が下がっても全身状態が悪い等、気になる症状がある場合は再度受診し、医師に相談する
- ⑤ 登校可能な状況になったら、様式A「インフルエンザによる出席停止について」の「**治癒報告書**」欄に記入し、**再登校時に学校に提出**する

● インフルエンザによる出席停止期間の基準について(裏面参照)

発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(学校保健安全法施行規則第19条) ※この出席停止期間を過ぎたら、**治癒証明取得のための再受診はしなくても登校を再開できます**。

その他

- この度の出席停止に関わる手続きの変更は、インフルエンザの場合のみとなります。インフルエンザ以外の学校感染症につきましては、従来通り、医師に「登校許可証」を書いてもらい提出してください。
- ・ 東山梨医師会にはご理解をいただいておりますが、他地区の医療機関の場合は、様式Aを持参し 説明を加えながら医師に相談してください。なお、主治医により、再受診を求められ、今回の様 式の変更について不都合がある場合には、従来のように「登校許可証」の提出でも構いません(学 校から用紙をもらう)。
- 今回配布しました様式A「インフルエンザ出席停止について」(用紙)は、ご家庭で保管し、インフルエンザに罹患した際にご使用ください。甲州市のホームページからもダウンロードできます。

◆インフルエンザによる出席停止期間の基準について

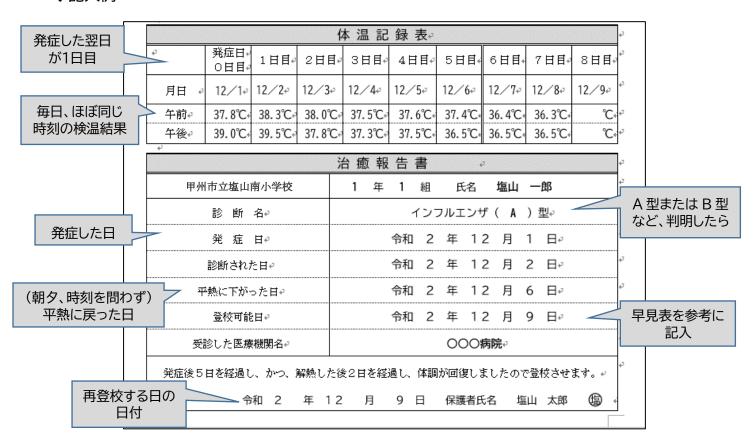
『発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで』

(発症日は入れない)

(朝でも夕でも平熱に戻った時刻は問わず、平熱に戻った日を解熱0日とする)



◆記入例



◆甲州市 HP ダウンロードについて





インフルエンザ と入力して検索すると ダウンロード可能